

第 6 回「③就業条件管理 A：労働時間」

2024.12.01. 佐藤

はじめに

1. 前回のまとめ

- 1) 内容：a) パートタイマーに対する同一価値労働同一賃金原則適用の可否
b) 労働法は全て適用、有期契約の反復更新の場合の雇止め制限
パート有期労働法 8 条(不合理な格差禁止)
判例は、手当の格差は不合理、7 割の給与格差・ボーナス・退職金の格差は合理的
c) 救済不可説→根拠法がないから、均等待遇原則説→法の趣旨から、
同一労働同一賃金説→国際的な共通原理。***諸説は相互排他的**

2) 設問についての解説

- ① 擬似パートの差別的取扱い、有期契約、正社員との均等待遇、女性差別
- ② 有期契約は合理的な理由のある場合に限定されるべきである

2. 今回の予定→今回から：「就業条件管理」、時間・休息・賃金をとりあげる

*教科書の該当部分：p.186-p.206、p.212-225、論点に直接関連するのは p.217-219

3. Reading Assignment に関する設問

両角論文を読んで、以下の設問に答えなさい

- ① 最高裁判所は、残業義務の根拠についてどのように判断しているか。
- ② 残業義務の発生根拠について、どのような学説があると解説されているか。

*** 本日の課題：**R.A. 解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*** 講義内容**

法状況：労働時間法制は、時間規制：原則・弾力化・延長と、時間把握・計算：裁量制など
延長のためには、36 協定と割増賃金支払、上限規制
法的効果は使用者の免罰であり、残業義務には労使合意が必要

[参考文献]

野田進・和田肇『休み方の知恵』（1991 年、有斐閣）、西谷敏『ゆとり社会の条件』（1992 年、労働旬報社）、鹿嶋敬『男の座標軸』（1993 年、岩波書店）

[自己点検]

- 1) Reading Assignment への解答：①の解答、②の解答
- 2) 講義内容：a) 講義の論点、を 200 字程度でまとめよ
b) 論点にかかわる法の状況、を 500 字程度でまとめよ
c) 論点についての諸見解、を 400 字程度でまとめよ
- 3) 質問・意見も書いてください←採点対象にはしません

[課題提出者]

	10/04	10/11	10/18	10/25	11/01	11/08	11/15	11/22	11/29	12/06	12/13	12/20	01/10	01/17
4 以上	8	7	6	4										
3 回生	8	4	4	5										
合計	16	11	10	9										

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「③就業条件管理 B. 休息」

講義テーマ：長期間の休暇をとることはできないのだろうか？

教科書の該当部分：p.216-220、238-247、論点に直接関連するのは、244 頁～246 頁

Reading Assignment：

山川和義「長期休暇と時季変更権」『労働判例百選(第 8 版)』別冊ジュリスト 197 号
(2009 年)100 頁以下、を読んで設問に答えなさい。